

三光株式会社との「災害時における廃棄物処理に関する協定」の締結について

令和2年7月29日に三光株式会社と災害廃棄物処理に関する協定を締結しました。

1 協定の目的

本市で地震、水害などの災害が発生し、市の施設で大量の災害廃棄物等の処理が困難になったときに、三光株式会社が所有する施設で処理することについて、予め協定を締結することで、災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理することを目的とします。

2 協定の概要

当該協定は、災害発生時において、市の要請に基づき三光株式会社に必要な範囲で協力していただくものであります。

- (1) 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分
- (2) 一次仮置場の使い方に係る指導・助言

3 三光株式会社について

- (1) 本 社：鳥取県境港市
- (2) 事業内容：産業廃棄物と一般廃棄物の収集、運搬、保管、処理
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 三輪 昌輝
- (4) 市内の事業所：

三光株式会社 出雲支店
出雲市斐川町富村 653 番地

《参考》 三光株式会社の協定締結状況について

[島根県内]

安来市（令和2年6月26日）

[鳥取県内]

境港市、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、大山町、日南町、鳥取市、鳥取県東部広域行政管理組合、米子市、日吉津村、南部町、伯耆町、日野町

(※いずれも今年度締結。締結順に記載)